

活 動 内 容	1 財奈良県交通安全協会天理支部協会山の辺分会に所属しており、春・秋の交通安全県民運動期間中、交通監視活動等の行事に参加した。 また、春・秋の交通安全県民運動に際しては、「危機管理室だより」を発出し、職員の交通安全意識の醸成に努めた。(別添資料1 参照) 2 自動車・自転車通勤利用者をはじめ、全職員に対し、「自転車の道路交通法改正(反則金制度導入)に伴う遵守徹底のお願い」と題した通達を発出し、特に自転車運転時における交通反則制度適用の法令周知を行うと共に、交通違反・交通事故防止に向けた法令遵守、交通安全意識の高揚を図った。(別添資料2 参照) 3 職員に対する「交通安全講習会」を e ラーニング形式で行い、交通安全意識の高揚を図った。(別添資料3 参照)
---------	---

- ※ 別途活動内容がわかる資料がある場合、上記活動内容の記載に替えて、当該資料を提出していただいても結構です。
- ※ 活動内容については奈良県のホームページで紹介する場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 活動の紹介に使用する写真があれば、併せて御提出願います。
- ※ 報告は、年度毎にまとめるので、前年度の報告書を翌5月1日までに提出してください。

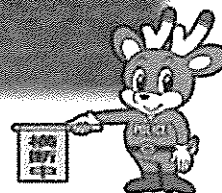
春の交通安全県民運動

4月6日(日)から4月15日(火)まで

交通事故のないやさしき大和路づくり
大和の交通マナーを高めよう



～運動の重点～



- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる
道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や
シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の
ヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

4月6日(日)

自転車・特定小型原動機付自転車
利用時のヘルメット着用と交通
ルールの遵守の徹底デー

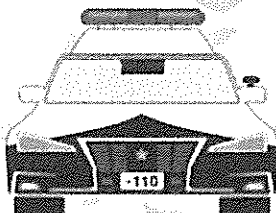
各地で「見える。聞こえる。」
広報啓発活動が行われます

4月7日(月)

こどもを始めとする歩行者が
安全に通行できる道路交通環境の
確保と正しい横断方法の実践デー

4月12日(土)

歩行者優先意識の徹底と
ながら運転等の根絶や
シートベルト・チャイルドシートの
適切な使用の促進デー



奈良県警察

4月10日(木)

交通事故死ゼロを目指す日
(全国一斉)

交通安全県民運動

2025.9.21(日)～
9.30(火)まで



交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～



県内統一デー

- 9/21(日) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や
明るい目立つ色の衣服等の着用推進デー【全国重点】
- 9/22(月) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・
遵守の徹底とヘルメットの着用推進デー【全国重点】
- 9/26(金) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めの
ライト点灯やハイビームの活用推進デー【全国重点】
- 9/30(火) 交通事故死ゼロを目指す日【全国一斉】



奈良県警察



令和8年3月17日

職員各位

事務長

【重要】自転車の道路交通法改正（反則金制度導入）に伴う遵守徹底のお願い

2026年（令和8年）4月1日より、道路交通法の一部改正により、自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度（いわゆる青切符）」が適用されます。

これまでは指導や警告にとどまっていたケースでも、今後は16歳以上であれば、自動車と同様に反則金の支払いを求められるようになります。通勤時や業務中はもちろん、プライベートでの利用においても、これまで以上に交通ルールの遵守を徹底してください。

1. 改正のポイント

- ・ 青切符の導入：比較的軽微な違反でも、反則金の対象となります。
- ・ 赤切符の継続：飲酒運転、妨害運転（あおり運転）、スマホ使用による事故などは、より重い刑事罰の対象（赤切符）となります。

2. 職員への要請事項

自転車は「軽車両」であり、自動車と同じ車両の仲間です。「自分は大丈夫」という過信を捨て、一人ひとりが交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。

万が一、業務中や通勤中に取締りを受けた場合は、速やかに上司へ報告してください。

なお、当所職員で飲酒運転により事故を起こしたものは、事故の大小を問わず、理事長あてに直ちに進退伺を提出すること。

その他当所職員で飲酒運転を行なったことが明らかになったときは、厳重な処分を受けるものとする。

（就業規則令和6年3月13日改正/令和6年4月1日施行）

令和8年4月1日から道路交通法一部改正

自転車の違反に反則金！

16歳以上の人が取締りの対象！

- 自転車の交通違反にも交通反則通告制度（反則金制度）が適用！
- 規定の違反行為（反則行為）に対し、交通反則切符（青切符）による取締り！

悪質・危険な行為が違反の取締り対象に！

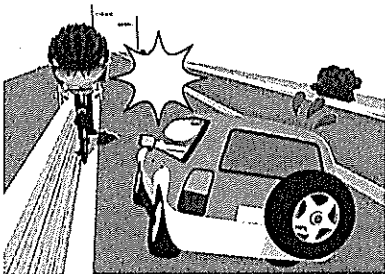
飲酒運転などには赤切符が交付・・・

★飲酒運転（酒酔い、酒気帯び）や妨害運転、スマートフォンの使用で交通の危険を生じさせた場合など20数種類の特に悪質・危険な違反行為（非反則行為）には、刑事手続きに入る交通切符（赤切符）が交付されます。

こんな違反行為が青切符の対象です！ （反則行為の例） ※裏面もご覧ください。



右側通行【通行区分違反】



★自転車は、自動車と同じ左側通行です。歩道がある道路では車道の左端、歩道がない道路では道路の左端に寄って通行しなければなりません。

反則金 6,000円

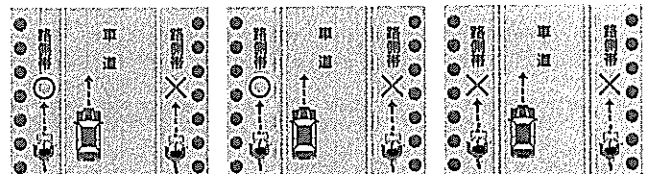
■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

●右側通行（逆走）をすると、車やほかの自転車などと正面衝突する危険性が高くなります。

★以下の行為をした場合も「通行区分違反」となり、右側通行の場合と同額の反則金が適用されます。

◆「通行可」を示す標識等がない歩道を通行

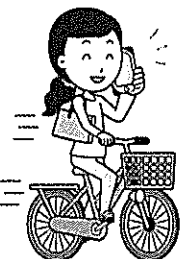
◆道路右側の路側帯、歩行者用路側帯を通行



「実線1本」の路側帯 「実線と破線」の路側帯 「実線2本」の路側帯（歩行者用路側帯）



ながらスマホ【携帯電話使用等（保持）】



★運転中、スマートフォンなどを手に持って、通話したり画面を見続けたりしてはなりません。

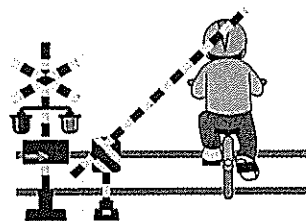
反則金 12,000円

■罰則…6月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金

●片手運転をすることになり、周りに注意も向かなくなるので非常に危険です。



遮断踏切立入り



★遮断機が閉じようとしているときや閉じている間、警報機が鳴っている間は、踏切に入ってはなりません。

反則金 7,000円

■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金

◆踏切不停止等…踏切を通るときは、直前で一時停止し、安全を確認しなければなりません。（反則金は6,000円、罰則は「遮断踏切立入り」と同じ）



信号無視 (赤色等)

★「車両用信号機」の信号に従うのが原則ですが、「歩行者・自転車専用信号機」がある場合はその信号に従い、「歩行者用信号機」がある横断歩道を通行する場合はその信号に従わなければなりません。



車両用
信号機

歩行者用
信号機



歩行者・
自転車専用
信号機

反則金 6,000円

■罰則…3月以下の拘禁刑または
5万円以下の罰金、
過失10万円以下の罰金

※点滅信号を無視した場合の反則金は5,000円、罰則は「赤色等」と同じ。



一時不停止【指定場所一時不停止等】



★「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止して、安全を確かめてから通行しなければなりません。

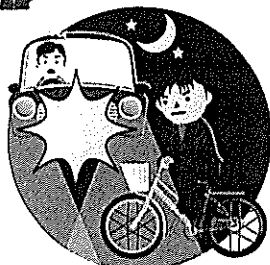
反則金 5,000円

■罰則…3月以下の拘禁刑または
5万円以下の罰金、
過失10万円以下の罰金

●特に住宅地域の交通量が少ない無信号交差点では、車と自転車が出会い頭に衝突する事故が多発しています。



無灯火



★夜間は必ずライトを点灯して通行しなければなりません。

反則金 5,000円

■罰則…5万円以下の罰金、
過失同じ

●無灯火で通行していると、車のドライバーや歩行者から見えにくく、事故を招く危険性が高くなります。



傘差し運転【公安委員会遵守事項違反】



★視野を妨げたり、走行が不安定になったりするおそれのある方法で運転してはなりません。

反則金 5,000円

■罰則…5万円以下の罰金

●物を担いだり、手に持ったりして運転することも、走行が不安定になりやすい危険な行為です。



運転中のヘッドホン・イヤホンの使用 【公安委員会遵守事項違反】



★安全な運転に必要な周囲の音や声が届かないような状態で運転してはなりません。

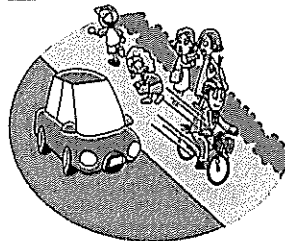
反則金 5,000円

■罰則…5万円以下の罰金

●車の走行音やクラクション、緊急自動車のサイレン、歩行者の声などが聞こえなくなるおそれがあります。



歩道徐行等義務違反



★歩道を通行できる場合でも、決められた部分を徐行するなど、歩行者を優先させなければなりません。

反則金 3,000円

■罰則…2万円以下の罰金
または料料

◆路側帯進行方法違反…路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。
(反則金、罰則は「歩道徐行等義務違反」と同じ)



並進【並進禁止違反】



★自転車は、ほかの自転車と横に並んで走ることとはできません。

反則金 3,000円

■罰則…2万円以下の罰金
または料料

●車や歩行者が通行するスペースが狭くなり、他車(者)の通行の妨げになります。



二人乗り【軽車両乗車積載制限違反】



★都道府県公安委員会が定める乗車制限を超えて乗車をさせ、自転車を運転してはなりません。

反則金 3,000円

■罰則…2万円以下の罰金
または料料

●荷台などに人を乗せて運転すると、バランスを崩して転倒したり、ふらついて進路を乱したりする危険があります。



自転車制動装置不良 【ブレーキのない自転車の運転など】

反則金 5,000円

■罰則…5万円以下の罰金、
過失同じ

◆交通反則通告制度 (反則金制度) とは…

比較的軽微な交通違反に交通反則切符 (青切符) を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。法改正により、自転車をはじめとする軽車両の違反にも適用されることとなりました。

令和 7年 11月 10日

職員各位

理事長

「交通安全講習会」について

当所では、職員の交通マナーの向上及び交通事故防止を図る上から例年、天理警察署より講師をお招きし、職員に対し「交通安全講習会」を開催致していましたが、昨年に引き続き、今年度もeラーニング形式で実施いたします。

車輛通勤者は通勤車両管理規程に「車輛通勤者の許可継続条件」として、交通安全講習会の出席を必須とし、受講を義務付けておりましたが、今年度の受講に関しても強制的ではなく、自己研鑽とします。

あくまで、自己研鑽での案内をしておりますが、皆様方には交通安全の意識を高く持っていただき、交通事故を起こさない運転を心がけてください。

記

【受講内容】

交通安全に関する動画視聴と試験に合格することで、受講完了となります。

【受講方法】

院内eラーニングシステム：Safety Plus に準ずる

【受講期間】

2025年11月10日（月）～2026年3月31日（火）

表形式

コース名	コース概要 (マウスオーバーで全文表示)	コースID	自己学習 状況	進行中課題 状況	操作
令和7年度 交通安全講習会					
1 個の動画	交通安全講習会	ELS27225	完了	--	受講

10 ▼

エルゼビア製品： 今日の臨床サポート Procedures CONSULT ナーシング・スキル Elsevier eLibrary

Copyright © 2026 Elsevier Japan, its licensors, and contributors. All rights are reserved, including those for text and data mining, AI training, and similar technologies.  RELX™

No	問 題	チェック欄 ○ ×
1	横断歩道等を通過す場合に、その進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合でも、その横断歩道等の手前で停止できる速度で進行しなければならない。	
2	風邪をひいたので、運転前に風邪薬を服用しようと思ったが、運転に影響があるかもしれないので、薬剤師に相談した。	
3	道路の曲がり角付近を通行する場合、見通しのよい場所では徐行をする必要はない。	
4	アルコールの影響により正常な運転ができない場合であっても、自転車を運転するのであれば、罰せられることはない。	
5	交差点付近で緊急自動車が近づいてきたときは、車は交差点を避けて道路の左側により、一時停止しなければならない。	
6	二輪車でカーブを通行するときは、その手前で加速して、カーブに入ってからブレーキをかけるのがよい。	
7	左折及び右折合図を開始するときは、その行為をしようとする地点から30メートル手前の地点に達したときである。	
8	車両は、道路に面した店舗等へ出入りするために歩道や路側帯を横切る場合、歩行者の有無に関係なく一時停止しなければならない。	
9	交差点を右左折するときは、信号機に関係なく、徐行しなければならない。	
10	乗降中の通学・通園バスのそばを通行するとき、横断する子どもがいなかったのに、徐行せずそのまま進行した。	

No	問題に対する説明	回 答
1	横断する歩行者がいなかったことが明らかな場合は、減速せず通過できる。	×
2	風邪薬には眠気を催すものがあり、医師や薬剤師に相談し、眠気の出ない薬を処方してもらう。	○
3	道路の曲がり角付近を通行する場合、見通しの良し悪しに関係なく、徐行しなければならない。	×
4	問題のような状態で運転した場合は、自転車でも「酒酔い運転」で処罰される。	×
5	その通りである。	○
6	カーブの手前の直線で十分速度を落とす。	×
7	その通りである。	○
8	その通りである。	○
9	その通りである。	○
10	乗り降りのために停車している通学・通園バスのそばを通過するときは、徐行して安全を確認しなければならない。	×